



彩の国 埼玉県



埼玉県マスコット コバトン&さいたまっち

知っていますか？

「健康経営」

「健康経営[®]」とは？

企業が従業員の健康づくり（長時間労働対策、有給休暇取得促進、食、運動の取組など）を積極的に行うことにより、結果的に生産性や企業価値の向上につながるという考え方です。企業が健康経営を実践することは、従業員の皆様にとっても作業効率のアップやプライベートの充実など大きなメリットがあります。



※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

埼玉県では、「健康経営」の推進に取り組んでおり、「健康経営」に取り組む企業を認定する「**埼玉県健康経営認定制度**」を実施しています。

認定制度については裏をご覧ください



埼玉県健康経営認定制度

認定企業には、認定証と認定ロゴマークを交付しています。
県ホームページで認定企業の健康経営の取組を公開しています。

認定制度は、「認定」と「登録」の2段階です。

健康経営実践事業所（認定）

健康宣言事業所のうち県の認定を受けた企業

健康宣言事業所（登録）

認定を目指し、健康経営に取り組むことを宣言している企業



制度の詳細は県ホームページをご覧ください。

認定企業の取組もご覧いただけます。

URL : <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/kenkochoju/kenkokeiei.html>

埼玉県 健康経営 検索



埼玉県健康経営認定制度Q&A

Q1 対象は？

A 県内に活動拠点がある法人、個人事業者、自治体です。

※原則、本社による一括申請となりますが、支店や営業所単位での申請も可能です。

Q2 認定を受けたいけど、何をすればいいの？

A まず、職場の健康課題を把握し、健康宣言をしてください。

次に、健康づくりの取組を実践していただきます（原則1年間）。

取組結果を県に報告していただき、県の定めた基準を満たしていれば、「埼玉県健康経営実践事業所」として、認定します。

※認定の有効期間 認定日から起算して3年経過した日の属する月の末日まで

[例] 認定日：2020年4月3日 有効期限：2023年4月30日



認定までの流れ

健康宣言

- 従業員全員の健診受診
- 長時間労働対策の実施
- 有給休暇取得の促進
- 健康的なメニューの紹介
- 運動機会の提供
- 感染症対策 など

実践 取組期間 原則1年間

県も皆様の健康経営をサポートします！
県の取組もぜひ活用してください。

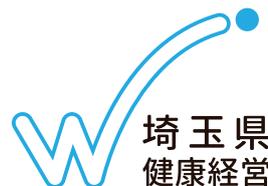


コバトン健康メニュー



コバトン健康マイレージ

認定



問い合わせ先

埼玉県 保健医療部 健康長寿課 健康長寿担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 Tel. 048-830-3663 (直通) Fax. 048-830-4804

E-mail : a3570-02@pref.saitama.lg.jp